

青木平区運営細則

青木平運営細則

施工日　：平成30年2月11日

改訂4版

青木平区運営細則

(区長等選考委員会)

第1条 規約第13条に定める区長、副区長、理事及び監事選考委員会については、役員会がこれにあたる。

2 委員長1名を置き、委員の互選による。

但し、区長及び、監事はこれを兼ねることができない。

3 選考委員会は、区長、副区長、理事及び監事の改選6ヶ月前までに、区長がたちあげる。

(役員の報酬)

第2条 規約第18条第1項に定める役員の報酬については、次のとおりとする。

(1) 区長、町内会長の報酬については、市からの支給があるため、当区費用から支給しない。

(2) 会計の報酬については、年額4万円を支給する。

(3) 班長と監事は、原則として無報酬とする。

(4) 副区長の報酬については、年額3万円を支給する。 H28.2.14 改正

(5) 理事の報酬については、年額2万円を支給する。 H28.2.14 改正

2 報酬を支給する担当業務が生じた場合は、当該担当の役員に報酬を支給することがきるものとし、支給の可否及び金額については役員会が決定する。

(功労者表彰)

第3条 青木平区に、多大な貢献をした人には、その功績を讃えて、記念品と感謝状を贈る。

2 表彰者は、役員会で決定する。

(会員の葬儀)

第4条 会員の葬儀に際して協力する必要がある場合は、会員の所属する班の班長及び班により行う。

2 葬儀に際して、希望者には区民館及びその備品の使用を認める。但し、使用に当たっては、管理者の許可を受け、使用後に使用報告書を提出する。

3 区の香典は、会員世帯について5千円とする。

4 班の取扱いについては、その班において決定する。

(区民館の使用)

第5条 区民館の管理責任者(以下、「管理者」という)は、区長とする。

2 区民館を使用する場合は、管理者の許可を受け、使用後は備え付けの使用記録簿に記入することとする。

3 鍵の保管は、区長、町内会長、会計とし、その他区長が必要と認めた場合は、その保管者を定め、受渡しを明確にして貸し渡すことができる。

4 区民館の使用上の注意事項は次のとおりとする。

(1) 使用に当たっては、管理者に申し出て予約をすること。

(2) 館内使用後は必ず清掃し、使用器具は所定の位置に置き、火気及びガスの元栓の確認をすること。

(3) 許可を受けないで、所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(4) 許可を受けないで、壁、柱等に張り紙、釘打等をしないこと。

(5) 騒音発生その他、他人に迷惑をかける行為をしないこと。

(6) 使用後、鍵は速やかに保管者に返納すること。

5 使用料金は、次のとおりとする。

- (1) 会員の使用は無料。
- (2) 会員の営利目的による使用は1回 1,000 円。
- (3) 会員以外の使用は1回 5,000 円。

但し物品販売者等の使用については、その規模、内容を管理者が検討し、可否を決定する。

(ごみ集積所の使用)

第6条 各ごみ集積所の維持、管理については、区長の指示に従う。

但し、環境美化委員がこれを代行することができる。

2 使用料金は、次のとおりとする。

- (1) 会員の使用は無料。
- (2) 会員以外の使用は、定住者年額 5,000 円、非定住者年額 3,600 円。

(一斉清掃)

第7条 青木平区内の一斉清掃は、年間春秋2回実施するものとし、区長の指示に従う。

2 一斉清掃は、『美しく、綺麗な青木平』でありたいと思う方々の活動であり、原則として会員世帯各1名以上参加するものとし、都合によりやむを得ず参加できない場合は、班長にその旨を連絡する。 H30.2.11 改定

(細則の変更)

第8条 この細則の変更は、役員会において、その構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1. この細則は、平成18年5月28日から施行する。

附 則 (平成21年4月12日 青木平区役員会 青木平区運営細則の改定について)

(施行期日)

1. この改正は、平成21年4月12日から施行する。

附 則 (平成24年2月19日 青木平区役員会 青木平区運営細則の改定について)

(施行期日)

1. この改正は、平成24年2月19日から施行する。

附 則 (平成28年2月14日 青木平区役員会 青木平区運営細則の改定について)

(施行期日)

1. この改正は、平成28年2月14日から施行する。

附 則 (平成30年2月11日 青木平区役員会 青木平区運営細則 第7条2項の改定について)

(施行期日)

1. この改正は、平成30年2月11日から施行する。